

事業所防犯責任者

活動の手引



兵庫県

協力：兵庫県警察

はじめに

近年、街頭など私たちの生活に身近なところでの犯罪が多発しており、安全で快適な生活が阻害される状況も見受けられるようになってきました。

このような状況に対応して、地域の安全を自らの力で確保しようと、県内各地で住民の皆さんらによる防犯パトロール、あいさつ・声かけ運動、防犯研修会、子どもの見守り活動等が行われています。

とりわけ、「企業市民」である事業者の皆さんによる地域社会に対する貢献の一環として、店舗・営業所等を活用した女性や子どもの緊急避難場所の提供、営業車両を活用した防犯パトロールなどの多彩な活動が展開され、地域社会の安全・安心の確保に大きく寄与しているところです。

兵庫県は、こうした安全で安心な地域づくりに向けた県民ぐるみ、地域ぐるみの取り組みの理念とともに、県の責務や県民、地縁団体・NPO、事業者の皆さんに期待する役割などを明らかにした「地域安全まちづくり条例」を制定し、なかでも、事業者の皆さんに対しては、各事業所における防犯活動のリーダーとなる防犯責任者を事業所ごとに置くようお願いしています。

この手引書は、防犯責任者の皆さんに期待する役割や店舗、事務所等の事業所において具体の活動を行う際の事例を盛り込み、わかりやすく解説した内容となっていますので、これを参考に、それぞれの事業所の実情に応じて創意工夫を凝らした取り組みを進めていただくことを期待しています。

地域社会を構成する多様な主体がパートナーシップを構築し、「安全で安心な兵庫」の実現に向けてともに取り組んでいきましょう。



事業者による 防犯対策への 期待



1 地域安全まちづくり条例の制定

近年、生活に身近なところで発生するひったくりなどの「街頭犯罪」や空き巣などの「侵入犯罪」などが数多く発生し、安全で快適な生活が阻害される状況も見受けられるようになってきました。

こうした状況に対応して、犯罪の被害に遭いそうになった女性や子どもを保護し、警察等に連絡する「子どもを守る110番の店（家）」や営業車両等を活用した「防犯パトロール」などの事業者の皆さんによる取り組みが展開されるようになってきました。

地域において事業活動を円滑に進めていくためには、事業所が立地する地域の皆さんと協働して、地域全体の安全確保に取り組むなど、企業市民として貢献することが大切であることから、平成18年4月に施行した地域安全まちづくり条例においても、事業者の役割を明確化したほか、防犯設備の維持管理、従業員に対する防犯指導等の役割を担う「防犯責任者」を各事業所に置くよう努めることを規定しています。

地域安全まちづくり条例（平成18年兵庫県条例第3号）抜粋

（事業者の役割）

第4条 事業者は、基本理念にのっとり、事業活動を行うに当たって、自ら及び県民等の安全が確保されるよう努めるとともに、地域社会の一員としての自覚と責任を持って、地域社会に貢献する観点から、地域安全まちづくり活動（※）に取り組むよう努めるものとする。

2 事業者は、県及び市町が実施する地域安全まちづくりに関する施策に協力するよう努めるものとする。

（防犯に配慮した施設の管理等の取組）

第9条 （略）

3 事業者は、事業所ごとに、防犯のための設備の維持及び管理、従業員に対する防犯に関する指導その他事業所における犯罪を防止するための活動を行う者として、防犯責任者を置くよう努めなければならない。

※地域安全まちづくり活動とは、犯罪の防止その他安全で快適な暮らしを実現するための活動をいう。

2 事業所に防犯責任者を置く必要性

事業所においては、経営者や従業員の安全確保はもとより、事業所を訪れる県民の安全の確保にも十分配慮することが求められています。

さらに、地域の皆さんと連携を図り、安全な地域社会づくりに貢献することも大切です。

このような取り組みについては、できることから無理のない範囲で進めていただくことが重要ですが、より計画的かつ継続的に取り組むためには、

事業所内の防犯点検・改修（改善）の実施、地域の自治会等が行う活動との連携、関係機関との調整、事業所内の防犯体制の整備を行うリーダーが必要です。



2

事業所防犯責任者の設置

1 防犯責任者の役割は何か

防犯責任者は、自らが属する事業所が犯罪発生の現場にならないよう、経営者、従業員、地域住民、関係機関等と連携を図りながら、ソフト、ハードの両面から検討し、事業所及びその周辺地域も含めた防犯対策を先導する役割を担います。



防犯責任者の主な役割



防犯点検・防犯改修（改善）の実施

- 出入口、窓、ショーウィンドー、レイアウト・陳列方法等の防犯点検の実施
- 防犯設備の作動状況の点検
- 事業所内の防犯改修（防犯性の高いドア、窓、錠・金具等の導入、防犯カメラ等の防犯設備の整備）



警察署等の関係機関との連携

- 警察署、防犯協会、市町防犯担当課が提供する防犯情報の入手
- 緊急時における警察署との連絡体制の構築



地域社会の安全確保への貢献

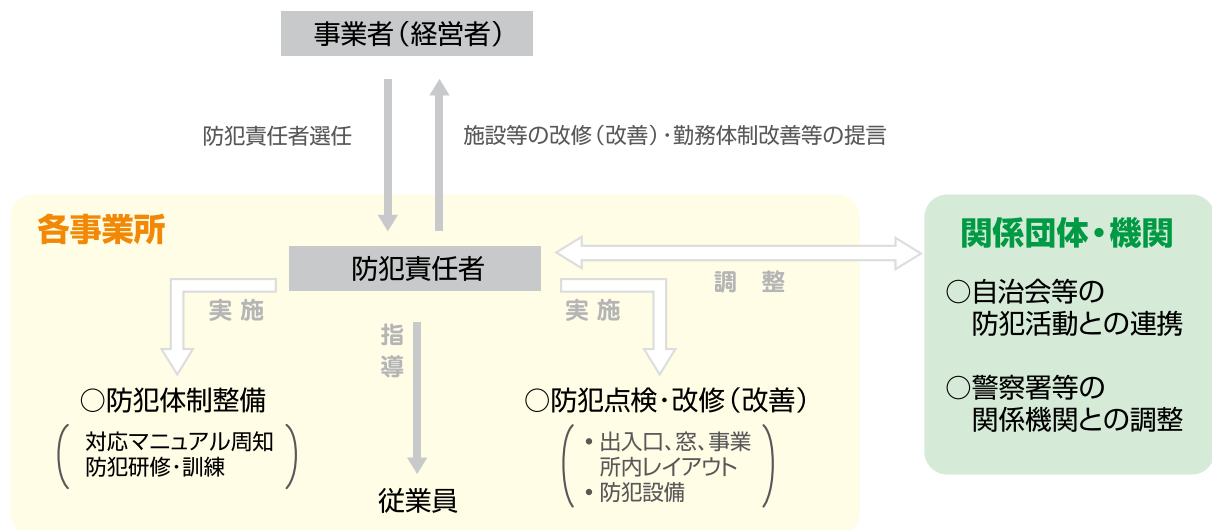
- 地域で活動する防犯グループとの意見交換
- 地域における自主防犯活動の現状把握と協力可能な活動・支援策の検討
- 事業所単独で実施する防犯活動の企画・実施



事業所内の防犯体制の整備

- 従業員の勤務体制の見直し
- 防犯・危機対応マニュアルの作成
- 従業員に対する防犯研修・訓練の計画的な実施

防犯責任者の活動イメージ



2 どのような人が防犯責任者になるのか

経営者の皆さんには、各事業所の業務内容に精通し、従業員に対する指導的立場にある人の中から防犯責任者を選任いただきます。

なお、原則として1事業所（店舗、営業所、工場、事務所等）当たり1名の防犯責任者を選任いただきますが、必要に応じて補助者を選任しておくことも効果的です。



防犯責任者の具体例



防犯責任者を選任する際のポイント

- その事業所の建物等の構造や業務内容に精通していること。
- 従業員に対して指導的立場にあること。
- 周辺地域や警察署等の関係機関と連携が図れること。
- 事業者（経営者）に対して施設等の改修（改善）や従業員の勤務体制等についての提言ができること。

3

事業所防犯責任者の活動例

1 防犯点検・防犯改修（改善）の実施

ピッキング（※）、サムターン回し（※）、ガラス破りなどの様々な手口の侵入犯罪から事業所を守るためには、出入口、ショーウィンドー・窓、事業所内のレイアウト、商品の陳列方法などを防犯の観点から点検し、効果的な改修を加える必要があります。



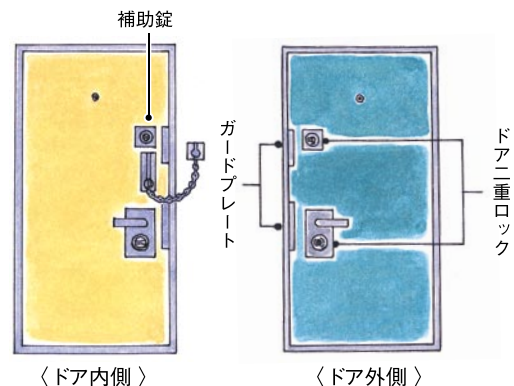
※ピッキングとは、鍵穴に専用の道具を差し込んで施錠を解くことをいう。
※サムターン回しとは、ドアにドリルで穴をあけるなどして工具を差し込み、内側の鍵のつまみ「サムターン」を回して施錠を解くことをいう。

防犯点検の視点と施設等の改善の方向性

出入口

■点検の視点

- ドアの構造は丈夫か。
- 防犯性能の高い主錠が使われているか。
- ワンドア・ツーロックになっているか。



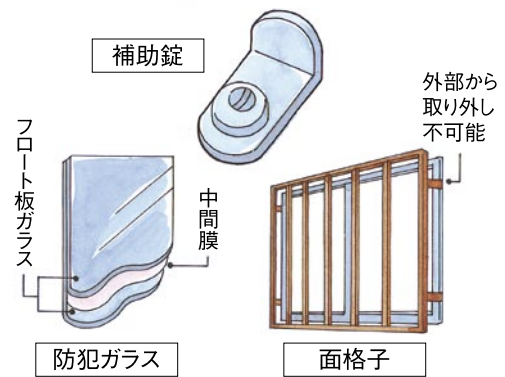
■改善の方向性

- ドアを丈夫な構造のものに交換しましょう。
- 自動ドアの場合は、破壊侵入に強いガラスを用い、ドアごと持ち上げて外されないよう、持ち上げ防止金具の付いたものを導入しましょう（必要に応じてシャッターを併設する）。
- 錠のかんぬき部分を保護するガードプレートを取り付けましょう。
- 錠のシリンダー（カギを差し込んで回す部分）をピッキングに強いものに交換しましょう。
- 錠のこじ破りに強い鎌デッドボルト錠を取り付けましょう。
- サムターン（ドア内側の施錠操作のためのつまみ）が回らないようにカバーを取り付けましょう。
- 補助錠を取り付けましょう。

窓・ショーウィンドー

■点検の視点

- 破壊に強いガラスを用いているか。
- 防犯性を高める工夫がされているか。
- ワンドア・ツーロックになっているか。



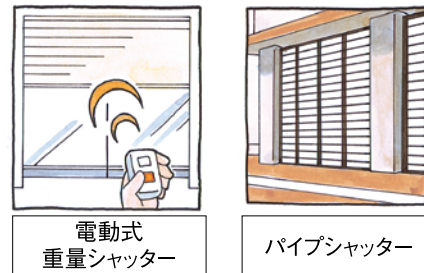
■改善の方向性

- 防犯ガラス（2枚の板ガラスの間に樹脂製の間膜を挟んで圧着したもの）に取り換えましょう。
- 丈夫な面格子を設置しましょう。
- シャッターを併設しましょう。
- 補助錠を取り付けましょう。

シャッター

■点検の視点

- 破壊に強い構造になっているか。
- 防犯性を高める工夫がされているか。



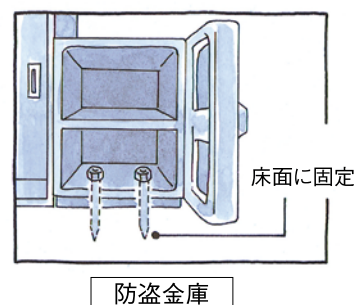
■改善の方向性

- 電動式の重量シャッターを導入しましょう。
- パイプシャッターを室内側に設置し、併せてドアやショーウィンドーに防犯ガラスを使用しましょう。
- シャッター内部に内錠を付けるか、外錠を2重にしましょう。
- 中柱には錠付き上げ落としを使用しましょう。

金庫

■点検の視点

- 破壊されにくい金庫が使われているか。
- 床面に確実に固定されているか。



■改善の方向性

- 「防盜金庫」を使用しましょう（「耐火金庫」に防盜機能はない）。
- 金庫を床面に固定しましょう。

駐 車 場

■点検の視点

- 外部からの見通しが確保されているか。
- 夜間に必要な照度が確保されているか。
- 車や人の出入りが把握できているか。



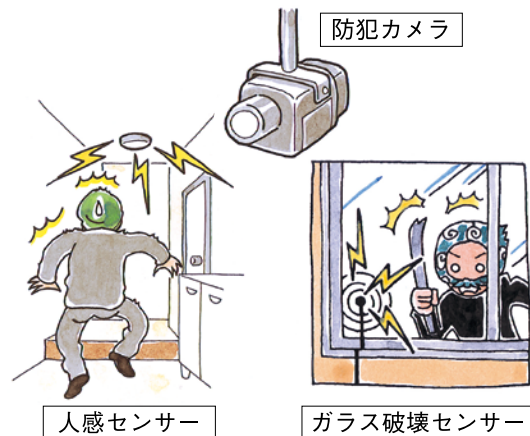
■改善の方向性

- 樹木が繁茂している場合は、必要以上にせん定することがないように配慮し、適切に管理するとともに、不必要な工作物等を除去しましょう。
- 照明設備を充実し、適切に維持管理しましょう。
- 必要に応じて管理人を置き、又は自動ゲート管理システムを導入しましょう。
- 入り口以外から容易に侵入できないよう、さく等を設置しましょう。

機械警備システム

■点検の視点

- 人の目が行き届かない場所がないか。
- 緊急時に通報が可能か。
- システムは正常に作動しているか。



■改善の方向性

- 防犯カメラ（録画機能付き）、防犯ミラーを導入しましょう。
- 各種センサー（人感センサー、ガラス破壊センサー、金庫センサー等）を導入しましょう。
- 威嚇・警報機器（センサーライト、ベル、サイレン、回転灯、フラッシュライト等）を導入しましょう。
- 警備会社等への緊急通報装置を導入しましょう。
- 定期的に機器類の点検・整備を行いましょう。

